

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第1部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.101 箇条 20 20.102 20.105 20.106 20.112	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 9 モータ駆動機器の始動 9.101 機器に組み込まれたモータは、始動が遅延すると危険が生じるおそれがある場合には、3 秒間以内に始動しなければならない。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.102 着脱式の附属品などの、機能をもつ取付装置は、意図しないときに緩んではならない。 20.105 スイッチは、使用者の手が容易に届く範囲内に配置しなければならない。 20.106 スライド送りテーブル、調理物ホルダ、ストッププレート（ゲージプレート）などの装置は、動作範囲内で安全に動作しなければならない。 20.112 機器は、着脱できる部分を取り付けなくても又は間違った位置に取り付けても、危険が生じない構造でなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 22 22.103 22.105 22.107 22.110 箇条 25 25.3	ればならない。 箇条 22 構造 22.103 排水コック及び類似の高温液体用の排出装置は、それらが不用意に開くおそれがない構造でなければならない。さらに、排出プラグを不用意に引き抜くことができてはならない。 22.105 電源を必要とする附属品は、機器からその電源を引き出せなければならない。 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。 22.110 OFF 位置のスイッチは、電子回路を遮断できなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 固定形機器及びローラ若しくはキャスト又はこれらと類似の手段を備えていない 40 kg を超える質量をもつ機器は、機器を設置した後に、電源コードが接続できる構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.110	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.110 運動エネルギーが 200 J を超える回転ドラムをも	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				20.111	つ食品洗浄機及び食品乾燥機は、カバーが開いた状態のときには機器が始動しないインタロック付きカバーをもたなければならない。機器の運転中にカバーが開けられた場合には、ドラムは2 秒間以内に停止しなければならない。 20.111 カバー又は蓋を開けたとき可触となる危険な運動部分は、カバー又は蓋を開けてから又は外してから 2 秒間以内に停止しなければならない。	
				20.114	20.114 ビーン ミキサは、手によって電源を入れた状態に維持するスイッチをもたない場合には、ヘッドが支持面から 300 mm 高く持ち上げられたとき、自動的に電源が遮断されなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.101	22.101 発熱体用保護装置及び不意な動作が危険なモータ保護装置は、三相の場合は全極を、単相の場合は少なくとも 1 極以上を遮断する、非自己復帰形のトリップフリーのものでなければならない。	
				22.112	22.112 機器は、始動スイッチ及び停止スイッチを備えなければならない。停止スイッチは、簡単に操作できなければならない。かつ、始動スイッチと同時に操作したとき、始動を無効にしなければならない。	
				22.113	22.113 車輪又は類似の手段を取り付けた機器は、機器が	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.101 7.102 箇条 22 22.102 箇条 25 25.3	7.101 等電位ボンディング端子には、IEC 60417 の記号 5021 を表示しなければならない。 7.102 手又は手動の水栓で給水する機器は、指示レベルを表示しなければならない。 箇条 22 構造 22.102 危険、警告又は類似の状況を示すための、照明、スイッチ又は押しボタンの色は、赤でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.3 取扱説明書及び据付説明書には、電源コードの詳細を記載しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.3	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 23 内部配線 23.3 自動温度調節器のキャピラリチューブが、通常使用時に屈曲を受ける可能性がある場合には、屈曲試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 手持形機器は、感電に対する保護に関し、クラス II 又はクラス III でなければならない。手持形機器以外の機器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I、クラス II 又はクラス III でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				6.2	6.2 機器の水に対する保護等級は、IPX1 以上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25 25.7 箇条 29 29.2	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.7 電源コードは、オーディナリークロロプレン又はその他の合成エラストマーシース付きコードと同等以上の特性をもつ耐油性の可とう被覆ケーブルでなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 29.2 汚染にさらされる可能性がある場合には、絶縁物の比較トラッキング指数 (CTI) は 250 以上でなければならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.107	第 1 部の第七条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.107 可搬形機器は、小さな物体が侵入して充電部に接触するような底面の開口部があってはならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 27	第 1 部の第七条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 27 接地接続の手段	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号 続き				27.2	27.2 据置形機器で、外部の等電位導体を接続するための端子を備えている場合には、その端子は、機器の全ての固定した露出金属部分と、有効な電氣的接触をしていなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.2 15.101 箇条 22 22.104 22.109	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 耐湿性等 15.2 機器は、通常使用時にこぼれた液体によって、電気絶縁に悪影響を及ぼさない構造でなければならない。 15.101 水の充填又は清掃のための水栓を備えている機器は、水栓からの水が充電部に接触しない構造でなければならない。機器は、試験にて水栓を全開にした後、耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条 22 構造 22.104 機器から液体の排出するための装置は、電気絶縁に悪影響を及ぼさない方法で液体を放出できなければならない。 22.109 機器は、食品又は液体が電氣的故障を引き起こすおそれのある場所に侵入するのを防止できる構造でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 30	第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 30 耐熱性及び耐火性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		ように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		30.2.1	30.2.1 非金属材料の部分は、650℃のグローワイヤ試験に耐えなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 通常使用時に継続して手で保持する部分の上限値は、表 3 に規定する値を超えてはならない。	
第 十 一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.2 20.101 20.102 20.103	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 機器の動作範囲内の危険ゾーンを保護するカバー及び類似のものは、他の手段によって危険が排除されているときに限り、着脱できなければならない。 20.101 解除すると危険が生じるおそれがある固定装置は、偶発的に解除しない構造でなければならない。 20.102 動作範囲内を除き、危険になるおそれがある被駆動軸は、偶発的な接触に対して適切に保護しなければならない。 20.103 通常使用時に傾斜するように設計された機器又は機器部分は、いかなる危険も生じてはならない。機器全体	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				20.104	又は機器部分を手動で傾斜させる場合、意図した方法以外の傾斜動作によって悪影響を及ぼしてはならない。 20.104 可動ローラをもつ場合は、巻込ゾーンを適切に保護しなければならない。	
				20.105	20.105 始動スイッチは、偶発的な操作によって危険が生じるおそれがある場合には、偶発的に操作できないように保護しなければならない。	
				20.107	20.107 着脱式附属品とかみ合う被駆動軸の装置は、偶発的な接触を防止しなければならない。	
				20.108	20.108 丸のこは、必要なときに限り、加工物そのものだけによって動作範囲が開放され、運転サイクルが終了すると自動的に動作範囲が再び覆われるカバーを付けなければならない。	
				20.109	20.109 手持形ブレンダの刃は、上部からは完全に遮蔽し、かつ、回転中は平らな面に接触できてはならない。	
				20.110	20.110 運動エネルギーが 200 J を超える回転ドラムをもつ食品洗浄機及び食品乾燥機は、カバーが開いた状態のときには機器が始動しないインタロック付きカバーをもたなければならない。機器の運転中にカバーが開けられた場合には、ドラムは2秒間以内に停止しなければならない。	
				20.113	20.113 手持形かくはん機は、誤って手が工具部に滑り込	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				20.115	むことを防止するためのガードをもたなければならない。 20.115 皮むき機から調理物を取り出すとき、危険のおそれがあるてはならない。	
				20.116	20.116 スライス機は、使用中、安定していなければならない。	
				20.117	20.117 スライス機の刃は、適切に保護しなければならない。	
				20.118	20.118 肉ひき機の排出口は、適切に保護しなければならない。	
				20.119	20.119 ナイフ研ぎ器は、200 回転/分を超える速度で回転してはならない。	
				20.120	20.120 帯形の骨切のこの危険な運動部分は、適切に保護しなければならない。	
				箇条 22 22.113	箇条 22 構造 22.113 車輪又は類似の手段を取り付けた機器は、機器が静止している間、それをロックするための有効な手段を備えなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ	■該当 □非該当	箇条 21 21.101	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 機械的危険に対する保護に必要な、着脱できる部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		設計その他の措置が講じられるものとする。		箇条 22 22.109	分及び着脱できない部分は、ひずみに対して適切な抵抗性をもたなければならない。 箇条 22 構造 22.109 機器は、食品が機械的故障を引き起こすおそれのある場所に侵入するのを防止できる構造でなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.106	第 1 部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.106 機器は潤滑剤、研磨剤及び類似のものが、食材と接触するおそれがない構造でなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 19.9	19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度が表 8 に規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条 続き				22.40	22.40 遠隔操作の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。）	
				30.2.3	30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き		とする。		20.111 箇条 22 22.101 22.111	20.111 機器は、再びカバー又は蓋を閉めたとき、危険を生じるおそれがない場合を除き、自動的に再始動できてはならない。 箇条 22 構造 22.101 発熱体の保護装置及び不意な動作が危険を引き起こすモータの保護装置は、非自己復帰形のものでなければならない。 22.111 機器は、再始動によって運動部分による機械的危険、高温部分又は高温の液体による温度的危険などの危険を招く場合には、一時的に遮断した後に電源を再接続するときに、自動的に再始動してはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 9 9.101	箇条 9 モータ駆動機器の始動 9.101 冷却ファンのモータは、使用時に発生する可能性がある全ての電圧状態の下で始動できなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 19	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条 続き				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、表 11 に規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 電子的スイッチを持つ機器には、イミュニティ試験を実施する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.101 箇条 22 22.108	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.101 等電位ボンディング端子の表示は、着脱可能なねじ、座金、その他の部品の上に配置してはならない。 箇条 22 構造 22.108 手動で給水する機器の満たすべき水位表示は、給水時に容易に確認できる位置になければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定され

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		<p>気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>ているため、整合規格は不要。</p>
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-64:2016

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-64 部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				